

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の様式集及び記載要領に関する質問への回答

| No | 頁 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|----|----|---|-------|---|-----|---|-----|---|------------------|---|---|---|
| 1 | 1 | 5 | | | | | | | 参加表明書 | 参加表明書の印について、添付書類に「印鑑証明書」とありますので、法人代表者印での対応でよろしいのでしょうか。または本事業参加資格要件に(「三浦市競争入札参加資格者名簿への登録されていること」とあり、登録されている受任者印(印鑑証明なし)での対応でよろしいのでしょうか。いずれの印の対応がよろしいのかご教示ください。 | 後日回答する。 | 参加表明書の印については、法人代表者印の押印となる。 |
| 2 | 2 | 5 | (2) | | | | | | 応募者の名称等 | アドバイザーは、応募に関連する業務を行うが事業開始後の実務には関与しない者と理解しています。また、アドバイザーは三浦市の競争入札参加資格者名簿、小規模工事等契約希望者登録名簿への登録は不要と理解しています。 | 「応募アドバイザー」の記載については、募集要項P.22-23に記載している「本事業のアドバイザー業務受託者及び当該アドバイザー業務において業務協力関係にある者でないこと」を満たしていることを確認するためのものである。当該目的とするものであることから、三浦市の競争入札参加資格者名簿、小規模工事等契約希望者登録名簿への登録は不要である。 | |
| 3 | 2 | 5 | (3) | ア | (ケ) | | | | 添付書類 | 計算書類(単体及び連結)について、計算書類(連結)を社外に公表しておりません。計算書類(単体)のみで認めていただけないでしょうか。 | 後日回答する。 | 計算書類(連結)の提出については、「グループ全体の業績を把握」及び「不正経理などがないことを把握」するために提出を求めたものであるが、会社法第444条の適用外となる企業もあることから、会社法第444条の適用外となる企業においては、計算書類(連結)の提出を免除する。但し、子会社との取引実態を把握する必要があることから、大口取引先となる子会社等との取引実態を示す書類とともに当該子会社の計算書類(単独)を代替として提出すること。 |
| 4 | 3 | 5 | (4) | | | | | | 資格審査書類 | 暴力団排除に関する誓約書については、競争入札参加資格がないアドバイザー等に必要なものとして理解しています。書式、参考例等があれば提供願います。 | 後日回答する。 | 資格審査書類に記載の暴力団排除に関する誓約書については、競争入札参加資格者に対し提出を求めたものであるが、競争参加資格を有する者については、当該資格を取得する際に当該誓約書の提出がされていることから、本記載については不要のため削除する。但し、当該削除は提出義務の重複を避けることを目的とすることで、暴力団排除に対する市の考えが変わるものではない。当該誓約書については、「三浦市暴力団排除条例(平成23年三浦市条例第2号)第2条第2号から第5号に該当する者、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項若しくは第2項の規定に違反した事業者又はこれらのものと密接な関係を有する者に該当しない」ことを誓約させており、当然に暴力団等と契約しないことは、応募企業側が固持すべき事項となる。アドバイザー等が応募企業とならない場合は、市の求める業務を直接的に行うものではないことから、市へ誓約書の提出を義務付けるものではないが、当該アドバイザー等を利用するに当たっては当然に応募企業が配慮すべきものである。 |
| 5 | 24 | 5 | 様式9-1 | | | | | | 参加資格確認申請書(応募企業用) | 有資格者の配置に関する資格要件については、その会社が当該資格者を雇用していることがわかる証明書、もしくは、現時点の予定配置者(有資格者)の免状等の写しを添付すれば良いでしょうか。後者の場合、配置者は事業開始後の変更が可能と理解して良いでしょうか。 | 左記、認識のとおりで問題ない。 | |
| 6 | 24 | 5 | 様式9-1 | | | | | | 参加資格確認申請書(応募企業用) | 他社が満たすことを予定している資格要件については、不足なく要件を満足できるような候補者の列挙と、その資格証明書等の添付が必要でしょうか。 | 再委託先等の候補者リストを添付すること。 | |

| No | 頁 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|----|----|----|-------|---|-----|---|-----|---|------------------------------|---|--|---|
| 7 | 24 | 5 | 様式9-1 | | | | | | 参加資格確認申請書(応募グループ用) | 有資格者の配置に関する資格要件については、その会社が当該資格者を雇用していることがわかる証明書、もしくは、現時点の予定配置者(有資格者)の免状等の写しを添付すれば良いでしょうか。後者の場合、配置者は事業開始後の変更が可能と理解して良いでしょうか。 | 左記、認識のとおりで問題ない。 | |
| 8 | 25 | | | | | | | | 様式9-2参加資格確認申請書(応募グループ用) | 「募集要項第3-3-(3)のうち構成員自ら満たす資格要件を証する書類」として、設計企業は「建設コンサルタント現況報告書(最新版)」を添付することで足りるでしょうか。さもなくば、必要な書類をご指示頂けませんでしょうか。 | 「建設コンサルタント現況報告書(最新版)」を添付することで問題ない。 | |
| 9 | 25 | 第5 | 様式9-2 | | | | | | 参加資格確認申請書(応募グループ用) | 他社が満たすことを予定している資格要件については、不足なく要件を満足できるような候補者の列挙と、その資格証明書等の添付が必要でしょうか。 | 再委託先等の候補者リストを添付すること。 | |
| 10 | 41 | | | | | | | | 提案書記載要領【共通事項】(11) | 「原則、指定の様式の枚数の追加は認めないが、…」とありますが、枚数の指定はどこに記載されているのでしょうか。(2)に「様式ごとに片面1枚に横書きで記載し、…」とありますが、この「片面1枚」が様式ごとの枚数の指定に相当するのでしょうか。すなわち、様式17～様式30まで、提案書本文は1枚以内で記載しなさい、ということでしょうか。 | 様式17～様式30を各々1枚、これら様式に付随する別紙を各々1枚以内で記載すること。 | |
| 11 | 41 | | | | | | | | 提案書記載要領【共通事項】(11) | 「原則、指定の様式の枚数の追加は認めないが、…」とありますが、枚数の追加を認めることもあるのでしょうか。その認めるケースとしては、どのようなケースが考えられるのでしょうか。 | 原則、認めないものとしていることから、認めるケースの想定はない。 | |
| 12 | 47 | 8 | 様式19 | | | | | | 財務管理 | 利用料金設定割合の改定協議にあたり、発意に至るプロセスや利用を予定している指標などを記載するものとなっています。優先交渉権者選定基準の財務管理の評価の視点において、どのように評価されるかご教示ください。 | 後日回答する。 | 「利用料金設定割合の改定協議における発意に至るプロセス、利用を予定している指標など」については、実施契約書(案)第46条第4項の(2)及び(3)号の記載について、提案を求めたものである。本評価については、優先交渉権者選定基準別表1の財務管理に関する評価の視点に則り、「収支計画」に関し適切な計画がなされるよう、物価等の社会的要因変化に対し、資金ショートリスク等に対する適切なヘッジとなっているか、事象発生時の収支が図られているか等を考慮し評価を行う可能性がある。 |
| 13 | 50 | | | | | | | | 【「様式20モニタリング」作成要領】8.作成の要領(2) | 【文字は様式に記入済みの箇所以外は、「明朝体10.5ポイント」とする。】とあります。 ①P41では、「10ポイント以上、字体は問わない」となっていますが、この様式20だけは例外で、「字体、字のポイント」の指定があるということでしょうか。 ②「様式に記入済みの箇所」とは、どこのことを指すのでしょうか。 | 作成要領中の8については、削除を予定していたものの誤植であり修正する。 | |
| 14 | 50 | | | | | | | | 【「様式20モニタリング」作成要領】8.作成の要領(5) | 「作成はモノクロのみとする(カラー不可)。…」となっています。カラーは不可なのでしょうか。様式20だけは例外なののでしょうか。※書式等は、p41の共通事項と統一して頂ければ有難いです。 | 作成要領中の8については、削除を予定していたものの誤植であり修正する。 | |
| 15 | 50 | | | | | | | | 【「様式20モニタリング」作成要領】8.作成の要領(5) | 末尾の(5)に、「提案は、用紙は5枚以内とする。」とありますが、p41の記載要領と矛盾するように解釈できます。提案書本文は1枚まで、その他に作成要領及び記載例のような提案文を5枚以内で記載してもよい、ということでしょうか。それとも、この様式20だけは例外で、提案書本文を5枚以内で記載してもよい、ということでしょうか。 | 作成要領中の8については、削除を予定していたものの誤植であり修正する。 | |

| No | 頁 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 質問内容 | 10月15日回答 | 10月16日以降回答 |
|----|----|---|------|---|-----|---|-----|---|---------------------|---|---|--|
| 16 | 50 | 8 | 様式20 | | | | | | 「様式20モニタリング」作成要領 | P.49の様式、P.51の記載例と内容と比較すると、「1.セルフモニタリング実施計画の概要」がなく、また7が欠番となっております。「1.セルフモニタリング実施計画の概要」は必須であり、7が欠番となっているのは誤記と理解して良いでしょうか。 | 「セルフモニタリング実施計画の概要」が不要な記載であるため削除する。また、作成要領中の8については、削除を予定していたものの誤植である。このため、7については欠番ではなく、そもそも記載の意図はない項番となる。当該修正については、再公表時に反映を図る。 | |
| 17 | 50 | 8 | 様式20 | 8 | (5) | | | | 「様式20モニタリング」作成要領 | 作成にあたってはモノクロのみとする、とありますがこの書式のみモノクロ指定された理由をご教示下さい。 | 作成要領中の8については、削除を予定していたものの誤植であり修正する。 | |
| 18 | 50 | 8 | 様式20 | 8 | | | | | 「様式20モニタリング」作成要領 | (3)が見当たりません。内容をご教示下さい。(5)には「(3)の制限を設けない」とあるので、欠番ではないものと推察します。 | 作成要領中の8については、削除を予定していたものの誤植であり修正する。 | |
| 19 | 51 | 8 | 様式20 | 7 | | | | | 「様式20モニタリング」記載例 | (2)以降が見当たりません。もし記載漏れであれば内容をご教示下さい。 | 「(2)外部からの意見への対応方針」について、追記する。 | |
| 20 | 56 | | | | | | | | 様式24ストックマネジメントに係る検討 | 現在市が想定しているダウンサイジングの考え方をもとにとありますが、具体的に示している資料をご教示ください | 後日回答する。 | コンセッション推進に向けた施設情報整備調査業務委託の報告書などに考え方を示している。 |
| 21 | 62 | | | | | | | | 任意事業(様式28) | 任意事業の記入様式に(実施期間制約付き事業)と(実施後の撤退、時世を見計らったの同等事業への転換が図られる事業)の項目があるが、分けて記入するのか。分けて記入するのなら提案を分ける理由(評価に差が出るのか) | 「実施期間制約付き事業」と「実施後の撤退、時世を見計らったの同等事業への転換が図られる事業」とでは、応募者側のリスク負担が異なるものであり、評価もそれぞれに対し行うものとなることから記載を分けている。 | |
| 22 | 62 | | | | | | | | 任意事業の優先順位 | 様式28に「実施期間制約付き事業」および「実施後の撤退、時世を見計らったの同等事業への転換が図られる事業」の2種類について記載が認められています。前者が実現性の高い提案を求めているのに対し、後者は撤退を前提にする実現性を無視したあらゆる提案が可能となります。少なくとも後者については「原則として同等事業への転換を図ること」として頂き、「撤退」と「転換」で評価の重みを変えて頂くことを希望します。 | (個別対話の議題において回答) | |
| 23 | | | | | | | | | 別紙 提案書2 収支計画案 | 各種計画支援に係る提案では、年度毎の提案金額が(6)各種計画支援削減額に記載の年度毎予定価格以下であることが条件と考えてよろしいでしょうか。または、事業期間中の提案金額の合計が予定価格以下であればよいと考えてよろしいでしょうか。 | 年度毎の提案価格以下を条件とする。 | |
| 24 | | | | | | | | | 別紙 提案書2 収支計画案 | (7)改築費削減額において、予定価格として主要工事費が記載されていますが、改築に係る設計費用も主要工事費に含まれていると考えてよろしいでしょうか。 | 左記、認識のとおりで問題ない。 | |
| 25 | | | | | | | | | 別紙 提案書2 収支計画案 | 附帯提案事業の費用は、(7)改築費削減額の設備区分に割り振り、改築工事費との合計金額を記載すると考えてよろしいでしょうか。 | 附帯提案事業の費用は、(7)改築費削減額の設備区分に割り振ることの良いが、附帯提案事業費と主たる事業費と明確に費用を分けて記載すること。 | |
| 26 | | | | | | | | | 別紙 提案書2 収支計画案 | 「利用料金削減額」シートのB列25行目「改築費削減額」は「利用料金削減額」の誤記かと思しますので修正をお願いします。 | 指摘のとおりであり、訂正する。 | |
| 27 | | | | | | | | | 別紙 提案書2 収支計画案 | 「利用料金削減額」シートの11行目「下水道使用料等」、12行目「下水道使用料」、13行目「利用料金収入」に記載の数値は消費税抜きで表示されているという理解でよろしいでしょうか。 | 左記、認識のとおりで問題ない。 | |